

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく一時保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都児童相談センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年4月16日付けで行った、請求人の子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生。以下「本児」という。）に係る法33条の規定に基づく一時保護決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

令和2年4月15日に本児が暴れたことでお願いした一時保護でした。子どもの治療を別の病院で行うため返す様に伝えましたが、児童相談所職員が拒否しましたので、子どもの治療を受ける権利を侵害したので、一時保護決定処分の取り消しを求めます。

処分庁の虐待をしたという冤罪（担当児童福祉司の個人的恣意的見解）により母子分離を進めようという見解に納得はいかない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年11月11日	諮問
令和 2年12月18日	審議（第50回第2部会）
令和 3年 1月22日	審議（第51回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号の措置を採らなければならないものとし、同項1号として「次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。」と規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号の措置を採らなければならないと規定している。

- (2) 法28条1項1号は、保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、法27条1項3号の措置（児童養護施設

等に入所させること)を採ることが児童の親権を行う者の意に反するときで、保護者が親権を行うものであるときは、家庭裁判所の承認を得て、法27条1項3号の措置を採ることができると規定している。

- (3)ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができると規定し、法33条2項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法27条1項又は2項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」(平成30年7月6日付子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。)Ⅱ・2・(2)・アでは、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」、「子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはその恐れがある場合」等としている。

ウ 法33条5項は、親権者の意に反して、2か月を超えて引き続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

エ なお、東京都知事は、法27条1項及び33条2項に係る権限を、法32条1項、地方自治法153条2項並びに法施行細則(昭和41年東京都規則第169号)1条1項1号及び5号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

- (4) 児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は「児童に対する著しい暴言…その他の児童に著しい心理的外傷を与える言

動を行うこと。」（2条4号）と規定している。そして、同条4号の心理的虐待は、「配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言」、「子供のきょうだいに、一～四（それぞれ身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）を行う。」などをいうとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（以下「手引き」という。）第1章・1・(2)参照）。

(5) また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであるとし、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう（第5章・1）としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行い解されている。

(6) なお、ガイドライン及び手引きは、地方自治法254条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、適正な児童家庭相談援助活動を実施するための指針として、いずれも合理的なものである。

2 本件についての検討

これを本件についてみると、令和2年4月15日、本児が日常的に保護者の正当な監護に服しない性癖があり、このまま放置すれば、その性格、環境に照らして、将来暴行及び器物損壊並びに窃盗の罪を犯す虞があるとして警察署長が処分庁に対し、本児について法25条1項の規定に基づく身柄付通告を行ったことが認められる。

そうすると、処分庁が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため及び児童の心身の状況、置かれている環境その他の状況を把握するために本児について一時保護が必要であると判断し、法33条の規定に基づき一時保護したこと（本件処分）について、不合理な点は認められない。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに基づき適正になされたものというべきであって、違法又は不当な点を認めることはでき

ない。

- 3 請求人は、上記第3のことから、本件処分は違法又は不当であると主張する。しかし、本件処分が、法令等の定めに則ったものであり、違法又は不当なものとはいえないことは、上記2に示したとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。
- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来